

J:COM NET 光（ctc）利用規約

JCOM マーケティング株式会社

2026 年 9 月 1 日

目次

第1章 総則.....	4
第1条（規約の適用）	4
第2条（規約の変更）	4
第3条（用語の定義）	5
第2章 本サービスの提供区域.....	6
第4条（本サービスの提供区域）	6
第3章 提供.....	6
第5条（提供の単位）	6
第6条（収容サービス取扱局）	6
第7条（その他の提供条件）	6
第4章 付加機能	7
第8条（付加機能の提供）	7
第5章 端末設備の提供等.....	7
第9条（端末設備の提供）	7
第10条（端末設備の取り替え）	7
第11条（端末設備の利用の一時中断）	7
第6章 回線相互接続.....	8
第12条（相互接続点の所在場所の変更）	8
第7章 利用中止等.....	8
第13条（利用中止）	8
第14条（利用停止）	8
第8章 通信.....	9
第15条（通信利用の制限等）	9
第9章 料金等.....	10
第16条（料金及び工事等に関する費用）	10
第10章 保守.....	10
第17条（利用者の維持責任）	10
第18条（利用者の切分責任）	10
第19条（修理又は復旧の順位）	11
第11章 損害賠償.....	11
第20条（責任の制限）	11
第21条（免責）	12
第12章 雑則.....	13
第22条（承諾の限界）	13
第23条（利用に係る利用者の義務）	13
第24条（利用者以外の者の利用に係る義務）	13
第25条（契約者及び利用者に係る情報の取扱）	14

第 26 条（サービスの提供範囲等）	14
第 27 条（契約者回線等の設置場所の提供等）	14
第 28 条（法令に規定する事項）	14
第 29 条（注意喚起）	15
第 30 条（技術的事項及び技術資料の閲覧）	15
第 31 条（協議事項）	15
第 32 条（閲覧）	15
料金表.....	16
別記.....	17
1 本サービスの提供区域	17
2 新聞社等の基準	17
3 電気通信設備の設置場所の提供等	17
4 自営端末設備の接続.....	17
5 自営端末設備に異常がある場合等の検査	18
6 自営電気通信設備の接続.....	18
7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査.....	19
8 当社の維持責任	19
9 本サービスにおける禁止事項	19
10 技術資料の項目	20
11 管轄裁判所	21
12 適用	21
別表.....	21
附則.....	22

第1章 総則

第1条 （規約の適用）

JCOM マーケティング株式会社（以下「当社」といいます。）は、中部テレコミュニケーション株式会社（以下「ctc」といいます。）が提供する光ネット集合一括サービスの卸電気通信役務提供を受け、インターネット接続サービス「J:COM NET 光（ctc）」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

2 本サービスは、当社と別途本サービスの提供に関する契約を締結する日本国内に所在地を有する個人事業主、法人及び団体（以下、「契約者」といいます。）が、その所有、建設又は管理する建物（以下「対象物件」といいます。）において、当該対象物件の入居者若しくは居住者（以下「利用者」といいます。）に対して提供するものです。

3 当社は、契約者に対して本サービスに係る電気通信役務を提供するものとし、利用者に対する本サービスの提供主体は契約者としします。

4 利用者は、当社が別途指定する手順に従い、ctcに対し、ctcの「光ネット集合一括サービス利用契約約款」に基づき、利用回線型サービスの利用契約を申し込み、締結するものとしします。なお、ctcが提供する付加機能の利用に関して、利用者とctcとの間で生じた紛争、損害、支払義務等について、当社は一切の責任を負わないものとし、利用者は自己の責任においてこれらを解決するものとしします。

5 本サービスに関する設備の設置、保守、故障対応に係るサポートは、ctcその他当社が委託する事業者により行われるものとしします。

6 利用者による本サービスの利用に係る契約関係、料金その他の条件については、契約者と利用者との間で定められるものとし、当社は、これらに関する事項について、当社による故意又は重過失がある場合を除き、責任を負いません。

7 本規約は、利用者が本サービスを利用するにあたっての提供条件その他必要な事項を定めるものです。

8 なお、本サービスに関する問い合わせその他の対応は、契約者又は契約者が指定する事業者を通じて行われます。

第2条 （規約の変更）

当社は、民法第548条の4の規定に基づき、利用者の個別の承諾を得ることなく、本規約を変更することができるものとしします。

2 前項の変更にあたり、当社は、変更後の本規約及びその効力発生時期を、本サービスに係るWebサイト、当社の運営するホームページへの掲載及び契約者等へ、事前に周知するものとしします。

3 本規約の変更は、前項で定める効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後の提供条件は変更後の本規約によるものとしします。

4 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の3第2項第1号に該当する事項（利用者の利益に影響を及ぼさない軽微な変更等）を行う場合、個別の通知及び説明に代え、第2項に定める周知方法によりこれを行うことができるものとしします。

第3条（用語の定義）

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
契約者	当社と別途本サービスの提供に関する契約を締結する日本国内に所在地を有する個人事業主、法人及び団体をいいます。
利用者	対象物件に居住し、本サービスの提供を受ける入居者又は居住者をいいます。
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
光ネット	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
光ネット集合一括サービス	ctcが提供する光ネット集合一括サービス
サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより光ネット集合一括サービスに関する業務を行うctcの事業所
サービス取扱所	（１）光ネット集合一括サービスに関する登録事務を行うctcの事業所 （２）ctcの委託により光ネット集合一括サービスに関する登録事務を行う者の事業所
取扱局交換設備	サービス取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備等を含みます。）
契約者回線	当社と契約者との契約に基づきサービス取扱局内に設置された取扱局交換設備と対象物件の各住戸との間に設置された電気通信回線
相互接続点	ctcとctc以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（ctc以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
契約者回線等	（１）契約者回線 （２）契約者回線に付随してctcが必要により設置する電気通信設備
回線終端装置	契約者回線の終端の場所にctcが設置するホームゲートウェイ（端末設備を除きます。）
端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置場所が他の部分の設置場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内にあるもの

自営端末設備	利用者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
収容サービス取扱局	その契約者回線の収容される取扱局交換設備が設置されているサービス取扱局
技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び端末設備等の接続の技術的条件
利用の一時中断	本サービスを他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること
消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 本サービスの提供区域

第4条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、別記1に定めるctcの光ネット集合一括サービス提供区域において提供します。

第3章 提供

第5条（提供の単位）

当社は、対象物件内の各住戸に敷設された契約者回線1回線ごとに、本サービスを提供します。

第6条（収容サービス取扱局）

契約者回線の取扱局交換設備は、次の収容サービス取扱局に収容します。

ただし、別記に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	収容サービス取扱局
契約者回線の終端のある場所が本サービスの提供区域となるもの	その本サービスの提供区域内のサービス取扱局であって、ctcが指定するもの

2 当社は、ctcが設置した電気通信設備を修理又は復旧する場合のほか、技術上及び光ネット集合一括サービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、利用者に事前に通知することなく、前項の収容サービス取扱局を変更することができるものとします。

3 前項の変更により、一時的に本サービスの提供が中断される場合、当社は第14条（利用停止）の規定に準じて取り扱うものとします。

第7条（その他の提供条件）

本サービスに関するその他の提供条件については、別記3、4、5、6、7、9及び11に定めるところによります。

第4章 付加機能

第8条（付加機能の提供）

利用者は、ctcの光ネット集合一括サービス（オールコムファ・マンション）利用契約約款に定めるところにより、同約款に基づきctcが提供する付加機能の利用を、直接ctcに対して請求するものとします。

- 2 前項の場合、当該付加機能の提供に関する契約は、利用者とctcとの間に成立するものとし、当社は当該契約の当事者とはなりません。
- 3 当社は、付加機能の利用に関連して利用者とctcとの間で生じた紛争、損害、又は支払義務等について、当社による故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第5章 端末設備の提供等

第9条（端末設備の提供）

当社は、契約者との契約に基づき、本サービスの提供に必要な宅内終端装置、ホームゲートウェイ等の端末設備を、ctcを通じて各住戸に設置し、提供します。

- 2 端末設備の所有権は、ctcに帰属するものとし、利用者はこれを善良な管理者の注意をもって使用・管理するものとします。
- 3 ctcは、第1項の規定により提供するホームゲートウェイが、契約者回線に接続されている場合においてその状態の監視及び本サービスの利用に必要な設定を遠隔にて行います。利用者は、本サービスの利用にあたり、これを承諾していただきます。

第10条（端末設備の取り替え）

端末設備の提供後、利用者の責めに帰さない理由により、端末設備が正常に作動しなくなった場合（自然故障等）、当社は自らの判断により、当該端末設備の修理又は交換を無償で行うものとし、当該作業はctcが実施します。

- 2 前項の規定にかかわらず、端末設備の故障が利用者の故意又は過失（不適切な取り扱い、水濡れ、ペットによる破損等）に起因する場合、修理又は交換に要する費用（実費及び事務手数料を含みます）は利用者の負担とし、利用者は契約者又は契約者が指定する事業者からの請求に従い、当該費用を支払うものとします。なお、支払いに要する振込手数料その他の費用は、すべて利用者の負担とします。
- 3 第1項の場合において、端末設備の修理又は交換に過大な費用若しくは時間を要するとき、又は当該設備の調達が困難なときは、当社は利用者に通知するものとします。この場合、当社及びctcは利用者に対し、サービスの停止期間にかかる損害及び解除に伴う損害について、直接損害か間接損害かを問わず、一切の責任を負わないものとします。

第11条（端末設備の利用の一時中断）

当社は、契約者から請求があったときは、利用者への事前の通知を行うことなく、端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行うことができるものとします。

- 2 前項の請求に基づき当社が一時中断を行ったことにより、利用者又は第三者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第6章 回線相互接続

第12条（相互接続点の所在場所の変更）

当社は、ctcと他の電気通信事業者との間における相互接続協定の変更、又は通信設備の構成変更、保守、技術上の必要性等に基づき、本サービスに係る相互接続点の所在場所を変更することがあります。

- 2 前項の変更に伴い、本サービスの提供形態や通信経路等が変更される場合があることを、利用者はあらかじめ承諾するものとします。
- 3 第1項の変更に起因して、本サービスの提供が一時的に制限又は中断された場合であっても、当社はこれによって利用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

第7章 利用中止等

第13条（利用中止）

当社は、次の場合には、本サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

- （1）ctcの電気通信設備の保守、点検、修理、又は工事上やむを得ないとき
- （2）前条（相互接続点の所在場所の変更）の規定により、相互接続点の所在場所を変更するとき
- （3）第15条（通信利用の制限等）の規定により、通信の制限又は中止を行う必要があるとき
- （4）天災地変、停電、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるとき

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページにより利用者に周知します。ただし、緊急時又は軽微な中止の場合は、この限りではありません。
- 3 第1項に基づく利用中止により利用者に損害が生じた場合であっても、当社は第20条（責任の制限）の範囲を超えてその責任を負わないものとします。

第14条（利用停止）

当社は、利用者が次のいずれかに該当するときは、契約者と協議の上、当社が定める期間、本サービスの利用を停止することがあります。

- （1）第23条（利用に係る利用者の義務）又は第24条（利用者以外の者の利用に係る義務）の規定に違反したとき
- （2）当社の承諾を得ずに、契約者回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、ctc以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又はctcの提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき
- （3）契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取り外さなかったとき
- （4）当社、ctc、契約者又は他の利用者の名誉、信用、プライバシーを毀損する行為があったとき
- （5）前各号のほか、本規約の規定に違反する行為であって本サービスに関する当社の業務の遂行又はctcの電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき

（６）前各号に規定する場合のほか、利用者に破産手続、民事再生手続若しくは会社更生手続の開始の申立てその他これらに類する事由が生じた場合であって、その旨を覚知した契約者からの依頼に基づき、当社が本サービスの利用を停止することが相当であると判断したとき

- ２ 前項第１号から第６号の規定に基づき利用停止措置を講じた場合において、利用者が所有又は占有する敷地、家屋又は構築物等の復旧を要するときは、当社及びctcは復旧の義務を負わないものとし、当該復旧に要する費用（実費及び事務手数料を含みます）はすべて利用者の負担とします。
- ３ 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を利用者に通知します。
- ４ 当社は、当社及び利用者のいずれの責めにも帰さない事由により、本サービスの提供が困難又は不能となった場合は、当社の判断により本サービスの全部又は一部の提供を停止し、又は中断することができるものとします。
- ５ 当社は、前項の規定により本サービスを停止又は中断するときは、あらかじめ利用者に通知するものとします。ただし、緊急時その他やむを得ない事情がある場合は、通知することなく停止又は中断できるものとします。

第８章 通信

第１５条（通信利用の制限等）

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等（ctcがそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の契約者回線等の利用を制限することがあります。

機関名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
ctcが別記２に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したとき又はその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 利用者が、ctcの電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたとき、又は本サービスの他の利用者の通信に著しい影響を及ぼす行為をしたときは、当社は、事前に通知することなく、当該利用者の通信の利用を制限（通信速度の制御やセッションの切断等）することがあります。
- 4 当社は、前項の制限を行うにあたり、特定のプロトコル、アプリケーション、又は大量のデータを継続的に送信する通信を制限の対象とすることがあります。
- 5 第3項に基づく制限により利用者に損害が生じた場合であっても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第9章 料金等

第16条（料金及び工事等に関する費用）

- 利用者は、本サービスに係る工事、移転、追加、付加機能の提供等の要望がある場合は、契約者を窓口として、当社が定める方法により申し出るものとします。なお、当該申し出に伴い発生する費用（工事費、事務手数料その他一切の費用を含みます）及び適用条件については、当社の変更手続きの完了時に確定するものとし、利用者はこれを異議なく承諾するものとします。
- 2 本サービスに係る料金は、利用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とし、料金表に定めるところによります。ただし、当該サービス料等について当社と契約者との間で協議のうえ、別途書面により合意する場合はこの限りではありません。
 - 3 前項に定める料金等の支払義務は、当社と契約者が締結する契約に基づき、原則として契約者が当社に対して負うものとします。

第10章 保守

第17条（利用者の維持責任）

- 利用者は、本サービスを利用するために接続するパソコン、ルーターその他の機器等の自営端末設備等を、法令及び技術基準に適合するよう、自己の責任と費用において維持・管理するものとします。
- 2 利用者の自営端末設備等の不備、設定ミス、ウイルス感染等に起因して、本サービス又はctcの通信網に障害や悪影響が生じた場合、利用者は直ちに当該設備を切り離し、自己の責任で解決するものとします。
 - 3 前項の場合において、利用者の責めに帰すべき事由により、当社又は当社が指定した事業者が調査や対応に費用を要したとき、又は当社、ctc若しくは第三者に損害が生じたとき、利用者はその費用及び損害（合理的な弁護士費用等を含む）を賠償する責任を負うものとします。

第18条（利用者の切分責任）

- 利用者は、本サービスを利用できなくなったときは、自らが接続している自営端末設備等に故障や設定ミスがないことを、自己の責任において確認するものとします。
- 2 利用者は、前項の確認を行ったうえで、ctcに対して本サービスに関する問い合わせを行うものとします。

- 3 ctcは、前項の問い合わせを受けたときは、ctcの電気通信設備の状態を遠隔にて確認し、その結果を利用者に通知します。
- 4 ctcが前項の確認によりctc側の設備に故障がないと判断したにもかかわらず、利用者の要請によりctcが技術者を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備等、又は利用者の誤操作や配線の未接続等にあった場合、利用者は、当該派遣及び点検に要した費用（実費及び当社が別途定める出張手数料に消費税相当額を加算した額）を負担するものとし、契約者又は契約者が指定する事業者からの請求に従い、当該費用を支払うものとします。なお、支払いに要する振込手数料その他の費用は、すべて利用者の負担とします。

第19条（修理又は復旧の順位）

当社は、ctcが設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第15条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条の規定によりctcがそれらの機関との協議により定めたものに限りま

順位	機関名
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの ctcが別記2に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第11章 損害賠償

第20条（責任の制限）

本サービスの提供に関する当社の責任範囲及び損害賠償の制限については、当社と契約者との間で締結された契約の定めに基づき、同契約の範囲内において適用されるものとします。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社の責めに帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合、当社が賠償する損害の範囲は、現実が発生した直接かつ通常の損害に限るものとし、当社が受領した本サービスの利用者1人あたりの月額利用料の12ヶ月分に相当する額を上限とするものとします。また、逸失利益、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、及びデータ等の消失・毀損による損害については、一切の責任を負わないものとします。
- 3 当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前二項の規定は適用しません。
- 4 契約者と利用者との間の取決め、又は契約者の責めに帰すべき事由により本サービスの利用に支障が生じた場合、当社はその責任を負いません。

第 21 条（免責）

当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、利用者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

- 2 当社は、本規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。
ただし、別表に定める光ネット集合一括サービスにおける基本的な技術的事項（以下この条において「技術的事項」といいます。）の規定の変更（取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。
- 3 当社は、利用者が本サービスを利用することにより得た情報等（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任も負いません。また、これらの情報等に起因して生じた一切の損害に対しても何らの責任を負いません。
- 4 当社は、利用者が本サービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止若しくは削除されたこと、又は掲載停止若しくは削除されなかったことに起因して、その利用者その他第三者に損害が生じたとしても、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 5 当社は、利用者が電子メールのために情報蓄積装置に蓄積する情報の保存について、理由のいかんにかかわらず、一切責任を負いません。
- 6 利用者が本サービスの利用に関連し、他の利用者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の利用者又は第三者からの何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合、その利用者は、自らの費用と責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、当社を一切免責するものとします。
- 7 当社は、当社及び当社以外の者が提供するソフトウェア等又はその他の不可抗力により生じた損害、当社の予見の有無を問わず特別の事象から生じた損害、逸失利益及び間接損害等のあらゆる損害については、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 12 章 雑則

第 22 条（承諾の限界）

当社は、利用者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした利用者に通知します。

ただし、本規約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

第 23 条（利用に係る利用者の義務）

利用者は次のことを守っていただきます。

- （１）ctcが当社と契約者との契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその契約者回線に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合は速やかに当社に通知していただきます。
- （２）通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。
- （３）当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、ctcが本サービスに基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- （４）当社に本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、利用者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、利用者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。
- （５）利用者は、ctcがctcの指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、利用者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。
- （６）当社が別に定める台数を超えて本サービスを同時に使用できる自営端末設備を設置しないこと。
- （７）ctcが本サービスに基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- （８）他人の著作権その他の権利を侵害し、公序良俗に反し、又は法令に反する態様で本サービスを利用しないこと。
- （９）別記 9 に定める禁止事項に抵触しないこと。

- 2 利用者は、前項の規定に違反して電気通信設備又は端末設備を亡失し又はき損したとき、若しくは電気通信設備又は端末設備の返還に遅滞があったときは、当社が別に定めるその補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を契約者又は契約者が指定する事業者からの請求に従い、当該費用を支払うものとします。なお、支払いに要する振込手数料その他の費用は、すべて利用者の負担とします。

第 24 条（利用者以外の者の利用に係る義務）

利用者は、ctcが当社と契約者との契約に基づき設置した契約者回線等を利用者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

- （１）利用者は、前条の規定の適用について、その契約者回線等を使用する者の行為についても、当社に対して責任を負うこと。

(2) 利用者は、当社が次に定める本規約の規定について、その契約者回線等に接続する端末設備、自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その契約者回線等を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負うこと。

ア 第17条（利用者の維持責任）

イ 第18条（利用者の切分責任）

ウ 別記4（自営端末設備の接続）

エ 別記5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）

オ 別記6（自営電気通信設備の接続）

カ 別記7（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

第25条（契約者及び利用者に係る情報の取扱）

当社は、サービス提供に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社、契約者、若しくは相互接続事業者のインターネット接続サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

また、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者及び利用者に係る情報を当社の業務を委託している者、及びサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合を含みます。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーとその関連事項に定めます。

第26条（サービスの提供範囲等）

当社は、本サービスを日本国内（ただし第4条に定める本サービスの提供区域内に限る）において提供します。

2 本サービスの提供範囲は、対象物件の各住戸内の回線終端装置から、当社が別途定める相互接続点までとします。

3 当社は、回線終端装置より対象物件の各住戸の設備（自営端末設備等）及び相互接続点より先の設備（ctcの設備、他社の通信網、インターネット全体）における通信の品質、完全性、正確性、及び特定の目的への適合性等について、いかなる保証も行わないものとします。

第27条（契約者回線等の設置場所の提供等）

利用者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、別記3に定めるところによります。

第28条（法令に規定する事項）

本サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

（注）法令に定めがある事項については、別記4から8に定めるところによります。

第 29 条（注意喚起）

当社は、国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。）第14条第1項第7号に基づき、国立研究開発法人情報通信研究機構がサイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる電気通信設備に関して行う助言及び情報の提供に従って、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法第116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。）により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その電気通信設備のIPアドレス及びタイムスタンプから、その電気通信設備を接続する利用者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

2 当社は、機構法の改正等により、前項に定める取扱いを終了することがあります。

第 30 条（技術的事項及び技術資料の閲覧）

光ネット集合一括サービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、光ネット集合一括サービスを利用する上で参考となる、別記10に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第 31 条（協議事項）

本規約に定めのない事項、又は本規約に関して疑義が生じた場合には、利用者、契約者及び当社の三者が誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとします。

2 前項の協議によっても解決しない場合、又は協議を行うことが困難な場合、当社が合理的に判断して定める解釈又は対応に従うものとします。

第 32 条（閲覧）

本規約において、当社が別に定めることとしている事項について、当社は、閲覧に供します。

料金表

1. 標準工事費等

区分	単位	料金額
本サービスの利用開始に関する工事	1 の回線ごとに	16,800 円（税込 18,480 円）
追加工事費など	1 の回線ごとに	4,800 円（税込 5,280 円）
解約撤去費	1 の回線ごとに	4,500 円（税込 4,950 円）

2. 標準手数料等

各種手数料	内容	料金額
契約事務手数料	新規加入・サービス追加時に発生する料金 ※別途、工事費がかかります。	3,000 円（税込 3,300 円）
サービス変更手数料	機器交換が伴わないサービス変更の料金	3,000 円（税込 3,300 円）

3. 標準提供価格（月額基本料金）

品目	内容	区分	単位	料金額（月額）
J:COM NET 光（ctc） 1G コース	下り速度上限を 1Gbps、上り速度上限 を 1Gbps とするサ ービス	集合住宅もしく は当社が特に認 めた世帯	1 の回線 ごとに	6,700 円 （税込 7,370 円）
J:COM NET 光（ctc） 10G コース	下り速度上限を 10Gbps、上り速度上限 を 10Gbps とするサ ービス	集合住宅もしく は当社が特に認 めた世帯	1 の回線 ごとに	8,000 円 （税込 8,800 円）

別記

1 本サービスの提供区域

本サービスの提供区域は、次に掲げるctcの光ネット集合一括サービス提供区域において提供するものとし、サービス提供ができないエリアも含むものとします。

県の区域
愛知県、岐阜県、三重県、静岡県（富士川以西）

2 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 （１）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 （２）発行部数が一の題号について8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（１欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

3 電気通信設備の設置場所の提供等

- （１）契約者回線等の終端にある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、ctcが契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、その利用者から提供していただきます。
- （２）ctcが本サービスに基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、利用者から提供していただくことがあります。
- （３）利用者は、契約者回線等の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、ctcの電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその設備を設置していただきます。

4 自営端末設備の接続

- （１）利用者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営端末設備を接続することができます。この場合において、技術基準等に適合することについて登録認定機関（事業法施行規則第32条第１項第５号に基づき総務大臣の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。）の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面により接続を請求していただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合していないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社又は当社が指定した事業者の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 利用者は、工事担任者規則(昭和60年郵政省令第28号。以下「工事担任者規則」といいます。)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 利用者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 利用者はその契約者回線等に接続されている自営端末設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

5 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、契約者回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、利用者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、利用者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社又は当社が指定した事業者の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、利用者は、その自営端末設備を契約者回線等から取り外していただきます。

6 自営電気通信設備の接続

- (1) 利用者は、その契約者回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について、当社所定の書面に記載し、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続によりetcの電気通信回線設備の保持が経営上困難となるとき。
- (3) 当社又は当社が指定した事業者は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社又は当社が指定した事業者の係員は、所定の証明書を提示します。

(5) 利用者は、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。

ただし、同規則第3条で定める場合には、この限りではありません。

(6) 利用者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1) から (5) の規定に準じて取り扱います。

(7) 利用者は、その契約者回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

契約者回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記5（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

8 当社の維持責任

当社は、ctcが設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

9 本サービスにおける禁止事項

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権等）、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別若しくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、又はその名誉若しくは信用をき損する行為又はき損するおそれのある行為
- (4) 詐欺、児童買春、預貯金口座及び携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待に相当する画像、映像、音声若しくは文書等を送信又は掲載する行為、又はこれらを収録した媒体を販売する行為、又はその送信、表示、販売を想起させる広告を表示又は送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物等である疑いがある物として告示により広告等を広域的に禁止された物品）若しくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、若しくは結びつくおそれの高い行為、未承認若しくは使用期限切れの医薬品等の広告を行う行為、又はインターネット上で販売等が禁止されている医薬品を販売等する行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付行為の広告を行う行為
- (8) 法を逸脱した又は逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講（ネズミ講）若しくは連鎖販売取引（マルチ商法）を開設し、又はこれを勧誘する行為）
- (9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為

- (10) 他人になりすまして本サービスを利用する行為（偽装するためにメールヘッダー等の部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信し又はこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12) 画面上での対話の流れを妨害し、又は他の利用者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為
- (13) 本人の同意を得ることなく、他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (14) 本人の同意を得ることなく、不特定多数の者に対して商業的宣伝又は勧誘の電子メールを送信する行為
- (15) 当社、ctc若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
- (16) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17) 違法行為（けん銃などの譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を直接的かつ明示的に請負し、仲介し、又は誘引する行為
- (18) 人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する等の行為
- (20) 偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
- (21) インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営、若しくは利用により法令に違反する行為、又はそのおそれのある行為
- (22) 販売又は頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (23) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつその行為を助長する態様でリンクを張る行為
- (24) 当社の承諾を得ることなく、第三者からの要求に対し、情報を自発的に応答させる行為又は応答させることを目的とした自営電気通信設備を設置する行為
- (25) その他公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断した行為
- (26) その他、法令に違反する行為
- (27) その他、当社が不適切と判断する行為

10 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- (1) 物理的条件
- (2) 電氣的条件
- (3) 論理的条件

11 管轄裁判所

本サービスに関する訴訟については、その債権額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

12 適用

本サービスはベストエフォート型のサービスであり、最大通信速度は技術規格上の最大値であり、実使用速度を保証するものではありません。

区分	内容	
品目等	本サービスには、次の品目があります。	
	品目	内容
	1Gb/s	最大1Gbit/sの符号化伝送が可能なもの
	10Gb/s	最大10Gbit/sの符号化伝送が可能なもの

別表

光ネット集合一括サービスにおける基本的な技術的事項

光ネット集合一括サービス

品目	物理的条件	相互接続回路
1Gb/s	8ピンモジュラーコネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3a b 1000BASE-T準拠 又は IEEE802.3u 100BASE-TX準拠 又は IEEE802.3i 10BASE-T 準拠
10Gb/s		IEEE802.3a n 10GBASE-T 準拠

附則

(実施期日)

本規約は、2026 年 9 月 1 日から実施します。